

産業建設常任委員会記録

令和2年11月17日

【開催日】 令和2年11月17日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時20分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰
----	-----

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課主任 主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【事務局出席者】

次長	石田隆	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

午前10時 開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより、産業建設常任委員会を開催いたします。本日の審査内容につきましてはお手元にありますように、山陽小野田市地方卸売市場についてであります。まず、この内容に

ついて、今回今日の進行といたしますか、まず先日ありました説明会ですね、市場関係者への説明会、そして翌日にありました運営協議会、これについての内容について委員の皆さんの中には、傍聴といたしますか、出席をされた方もいらっしゃると思いますが、行かれてない方もいるということで、これを改めて報告をしていただきたいと思います。その後、今日は今後の方向性について、これを主にしっかりと報告していただいて、質疑を求めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。最初に関係者の11月10日でしたか、説明会の内容についての報告を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 説明をさせていただきます。資料の2ページ、市場の方向性を御覧ください。前回9月14日の産建委員会で手を挙げた民間事業者が2社いること、それから、それぞれ個別に聞き取りを実施したことを説明いたしましたので、その後から説明をさせていただきます。フローでは、左から6番目、協議（業者間）からです。業者間で協議が行われましたが、市の説明が正しく伝わってないことから、青果市場活動の継続に向けた方針を書面で提示いたしました。その後、数回、書面でやり取りをした後、業者間の協議を行っていただきました。業者間協議が何度か行われ、10月28日に業者間協議が合意に至ったとの報告書の提出がありました。その報告を受けて11月10日に第3回関係者説明会を開催しました。出席者は35名です。配付資料はお手元の次第、それから、今御覧になっておられます市場の方向性、それから、3ページ目、イメージ図でございます。このイメージ図につきましては、業者間の協議が整ったということで、開設者、卸売業者がYフーズ、それから仲卸業者がフレッシュということでの業者間協議が整ったということでのイメージでございます。次第の2、業者間協議の結果報告についての説明に続いて、協議が合意した2社から一言ずつ、挨拶がありました。その後、次第の3、今後のスケジュールについて説明をいたしました。続いて、質疑に入ったところで、開設予定者に対して過去の事実確認の質問がありました。今回の説明会の目的が新たな民間市場につい

ての報告及び説明であるため、そのことについての質問をお願いいたしましたが、結局開設予定者から質問に対しての回答がありました。激しい議論もありましたが、その後、新たな民間市場についての質疑に対して、民間予定者からの回答もあり、質疑が終わり、説明会を閉じました。翌日の11日に市場運営協議会を開催しました。開設予定者をお呼びしておりませんが、説明会と同様の説明と説明会の報告をいたしました。主な質問内容は、開設予定者はどんな会社なのか、市場開設者と卸売業者が同じだと開設者の自由に取引ルールが定められる、今までの取引関係者が不利益を被らないようにお願いをしたい、どこが指導をしていくのかなどです。市場の公正公平な取引は卸売市場法の規定による県の認定を取ることで、例えば、差別的な取扱いの禁止、売買取引の条件の公表など六つの基本ルールに基づき担保されている、それ以外のルールを定める場合は関係者に示され意見を聞いて定めることとなる、取引に係る指導監督は県が行うとの回答をいたしました。市場運営協議会閉会后、開設予定者に意見のあった会社概要や取引ルール説明について、県との協議を重ね、しかるべき時期に開催することを確認いたしました。以上の手順を踏んで、卸売市場の開設予定者を決定し、作業を進めています。現在は、フロー図での位置は11月の中旬、方針決定とありますが、そこになります。これから開設予定者は、県に認定申請をするため、県と協議に入ります。その間取引ルールである業務規程を関係者に周知します。その後、県から認定が下りて、市場の混乱が生じないように新しい市場活動が開始します。開始予定は来年4月です。同時に条例の廃止と関係者にどのように使用許可をするか今検討しておるところでございます。

中村博行委員長 市場関係者、運営協議会での報告がありましたが、その点についての質疑を求めたいと思いますが。

森山喜久委員 市場の方向性のスケジュールで説明された中で確認をしたいんですけど、11月10日に説明会第3回を開催されたというところで、

もともと執行部が作った分で、業者間協議が成立した後は、業者が取引関係者に対して意見聴取をすると。その意見聴取をした後に説明会をするというスケジュールを示された資料もあったんですよね、過去の中には。今回、そういった意見聴取を実際したのか、していないのか。したならばいつしたのか、していないならばなぜしなかったのか、その辺を教えてくださいませんか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今のは開設予定者が取引関係者へ行う意見聴取ということでよろしいですか。

森山喜久委員 業者が取引関係者、売買参加者、附属営業人、生産者、出荷者に意見聴取すると書いてありますので。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これについては、11月10日、第3回の説明会の中で出席者の方から御意見を伺っております。実際に今後、業務規程を作るわけですが、この業務規程というのが卸売市場法に規定されております取引のルールを定めるものです。これにつきましては、開設予定者がビジョンを持っておられますが、今から県と協議を重ねることで、それが確定をしていくというか、内容が詰まっていますので、まだ未確定の中でなかなかお示しができないということから、11月10日に意見をお聞きして、それを踏まえて今後進めていくようになります。

森山喜久委員 聞くところによると、11月10日にいろいろ意見が出ていたというのは、それは行政からすれば、当然行われるべきものであったということでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。それで、先ほど申しましたように、説明会、それから市場運営協議会の中でもどんな会社なのかとか公平公正な取引をしてもらいたいというような御意見もございましたので、市場運営協議会を閉会した後に開設予定者のところに行

きまして、こういう意見がありました——こういう意見というのは先ほど申しました会社概要であるとか、取引の内容について、その辺を示してほしいというお話がありました——ので是非示していきましようというお話をしたところ、いいですよと快くお受けいただきましたので、今後しかるべき時期にその辺の説明会等については開催させていただきたいと思っております。

森山喜久委員 くどくなって申し訳ないけど、意見の聞き取りは、説明会の事前に関係者の方を集める時間がなかったのか、それとも10日のところで大丈夫と判断されたのか、その辺を教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 具体的な取引については、先ほど申しましたように内容は県との協議の中で決めていくこととなりますが、ざっくりとしたものについては、11月10日に質問に対してお答えをされた。それから、御質問が出尽くしましたので、それをもって終了とさせていただいております。

森山喜久委員 意見の聞き取りについては、開設者にしても取引関係者にしても行政にしても、全部納得したということでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 納得をされるまで議論というか説明にはなっていないと思いますので、先ほど申しましたように説明会、それから市場運営協議会の中で御意見が出たものについては今後、取引関係者とまた皆様の御要望に応えるように進めていきたいと思っております。

高松秀樹委員 資料に付けているのが、11月10日に行われた説明会のレジュメですよね。見てみると部長が挨拶して、業者間協議の結果報告、つまりどうなったかっていう報告をしましたよね。今後のスケジュールについてっていうのはここにあるやつですよね。それからすると、今、川崎次長が言われたように、意見聴取をこの中でっていう話にはなってな

かったんじゃないかなと思うんですよ。過去に遡ってもしようがないんで、やっぱりこの日にこういうことをやるんじゃないかと、いろいろ関係者で不安材料がいまだにあると思うんですが、そういうのを説明会の前にきちんとやってこの説明会に臨むのか、又は説明会が終わった後にそういう場をきちんと設けるのかということが必要だったんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 開設予定者が今から県に認定申請をするための協議に入りますので、その中で先ほど申しました六つの基本的なルールがございますので、その基本的なルール以外の七つ目以降のルールを定めるときには、具体的なその案を取引関係者の方に示して意見を聞きなさいということになっておりますので、その業務規程を作成する中で、また皆様方にお示しをし、意見を聞くというようなことになろうかと思っております。

中村博行委員長 高松委員がおっしゃったのは結局そういう意見を求める場というのを別に設けておくべきではなかったのか。結果的にその他の項で、いろんな資料を出されてそれで質疑になって、結果的に意見が頂けたというような形にはなったんだけど、そうじゃなくてそういう場が必要ではなかったのかっていうことをおっしゃっていると思うんですけども、その辺については。

川崎経済部次長兼農林水産課長 もともと業者間協議が整って開設予定者として決まった場合には、取引関係者の方の意見をお伺いする機会を設けるということで当初考えておりました。それについては市が開催するか、開設予定者が開催するかっていうことになりますが、この説明会を開催する以降に業者の方が説明会を開催してもらい、市は取引の中には入らないということで考えておりましたが、先ほど申しましたように、説明会、それから市場運営協議会の中で御意見がありましたので、市がそういう場を開催して行って、説明をもらうという場を設けたいと思ってお

ります。

高松秀樹委員 もう終わったことだけど、僕もあの場に40分くらいおったんですが、要は混乱したじゃないですか。この日の説明会ってのはいわゆるここに決まりましたよと。それで質疑応答については、将来について何か不安材料はありますかということだと思ったんですよ。ところが公開質問状等、いろんな質問が出ましたよね。聞いているうちに、皆さんいろんな何か懸念材料をお持ちで今日に至ったのかと思ったわけですよね。もちろん市が、主催して関係者との協議の場を開くっていうのがどうなのか分かりませんが、少なくともリードして混乱解消のために動くべきだったのかなあっていう感想を持ったんですけど、いずれも終わってしまったんで、今後しっかり関係者が市場活動をきちんとできるように整えることを行政がリードしていく、ある一定時期までは、きちんとやってもらいたいと思っていますが、いかがですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 高松委員のおっしゃられたとおりで、説明会それから市場運営協議会を開催することで、いろいろ感じるところがありました。先ほど申しましたように、開設予定者が説明会を開催するというのではなく、行政のほうでできることということから、先ほどの意見を踏まえて、先ほどのっていうのが説明会、それから市場運営協議会の意見を踏まえて、市がリードしてっていうか開催して、問題解決に取り組んでいきたいと思っています。

岡山明委員 先ほどの質問の中で、今回の関係者説明会の中で、公開質問状という話が出て、質問に対して回答したという状況で、少しトラブルになったと。開設者というか前向きにそういう建設的なものの言い方をして、今回スタートしたいという話のようですので、その辺は説明会を開催した市として、質問の答えとしては大体回答できたという状況と受けたんですけど、その回答を質問者が大体理解されたという状況でいいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 質問状もあわせて質疑のあったものについては、行政それから主には開設予定者の方の回答ですけども、お答えできておると理解しております。

中村博行委員長 その辺が行政の認識と質問状を出された側から見ると、もろもろ不十分であるという思いを感じ取ったんですが。というのが、主に開設者と卸が同一であるということへの不安と先ほど今後それにどのように対処するかということは、おっしゃいました。そういった問題、また、先ほどからも出ていますが、開設者の会社、そして社長個人、こういう方がどんな人かっていうのが分からないということが一番不安材料だと。これについても、開設者から後日詳しい説明等々があるかと思うんですけども、その辺を含めた中でやはり若干なりともそういった不安とか、あるいは不信感、そういうのを払拭できるような方向でやっていただきたいと思うんですね。もう大体この前の終わったという感じじゃなくて、今後もそれに努めるというようなものを示していただきたいと思いますけども、その点についてはいかがですか。

河口経済部長 委員長からの御質問の中で、質問状の趣旨は四つぐらいありました。1番、2番はその質問状を出された方からの意見としては、それを認めるのかどうかという話で、それを開設予定者の方がはっきり答えられたとっております。3番目はあまりなかったのかなと思います。4番目の部分につきましては私からもお答えしたと思います。1, 500万円の話だったんですけども、これについては、基本的に管財人が入っておられますので、ということでお答えをさせていただいたつもりでおります。ですから、その内容については、回答しておる状況だと判断しております。あと開設者とそれから卸売が同一ということの不安というのも当然ありますし、開設予定者も当然そういうことも分かっておるというような状況もヒアリング中で聞いております。ですので、私たち行政として、意見の中であったのは、やはりこの開設予定者がどんな会社なのか分からないから、資本金や取扱量がどれくらいなのかというこ

とも含めて、開設者それからか卸業者が同一ということの不安を解消する一つとして、会社を知っていただくということが大事なことだろうと思いますので、その辺は行政側でリードしていき、説明会もしていきたいと思っておるところでございます。

高松秀樹委員 フローシート、市場の方向性という状況で下の段の開設者の承認、方針決定とあってその下の矢印の部分です。この開設予定者から取引関係者へ、業務規程の周知っていう表現がされているんですが、今、部長の話だと業務規則で業者間の折衝が行われるという状況になるんですか。民間同士の関係だから市は関係ないという状況でお互いにやってくれという、そういう解釈なんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今から県に認定申請をして業務規程、取引のルールを決められます。その手続の中で、市としては、取引の中に口を挟むことはございません。卸売市場法の中の業務規程を作成される中で、六つの基本的な事項があるんですけども、その六つの基本的な事項を定められるときは、それは決まったルールですからそれを周知される。六つ以外のルールについて定められるときは、その具体的な案を取引関係者に示す。そして意見をもらうということになっておりますので、今後、業務規程の内容によって、どういうふうにと取引関係者にお示しをするかっていうのは、ここでどうしますってことは言えないんですが、いずれにしても業務規程を作成する中で県から指導を受けながら進めていきますので、いずれにしても皆様方には取引のルールについて示されると理解をしております。

岡山明委員 次長が言うのはよく分かります。民間同士のそういう状況なんですけど、市場運営協議会をやったのが、今回2回目ですね。2回目でやっと業者の開設者の状況が分かったという状況で、あとは民間各社で検討してくださいという話になるんですか。第2回の協議会を経て、それ以降はあとは民間同士同士の話し合いでしてくれという状況で、県の承認も

受けられると。そういう形で市としての立場はありませんという解釈な
んですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 当然、今の取引の内容については民間同士で
話をさせていただくようになりますが、その話の場を設定するのは、先ほ
どから申しましたように市が設定させてもらって、その場を設けるとい
うことで考えております。

恒松恵子委員 今の取引ルールですけれども、前小野田中央青果を踏襲された
ものであれば、取引先に異論はないと思うんですけど、手数料とか入金
サイトとかの条件が厳しくなったときに、市の介入は考えられないとい
う解釈でよろしいのでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。業務規程で県の認
定を受けられたら、それが取引のルールになりますので、その範囲であ
ればよろしいかと思っております。

岡山明委員 業務規程が決まるまではある程度、関係各社の思いも開設者に伝
わると、ここまでは民間同士じゃないと、業務規程を制定するまではま
だ市として口出しができるという状況でもあるとうことですね。業務規
程が決まった以降は口出しできないけれど、それまでに関しては、ある
程度市としても協力するという、そういう解釈でいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 業務規程の具体的な内容について、市がそこ
に介入することはございませんが、取引のルールを取引関係者、それか
ら開設者でやり取りをすることについては、市がその場を設定しますっ
ていうことになりますので、場を設定するからその中の取引について口
を挟むかって言ったら、場を設定するだけでその取引の具体的なもの
については市は口を挟む予定はございません。これは案の段階でも、業務
規程になっても変わりません。

高松秀樹委員 今のとおり業務規程について、この作成について市は介入しないということですね。先ほどのこの業務規程の周知のところの回答でうっと思ったんですけど、この業務規程は自主的に開設者が作るわけですよ。作ったものを周知するんですよ。つまり関係者と協議して作るわけじゃないんでしょ。だから周知をするというところで、県の認定、要は県に出していくということですよ。今さっきの話は何か関係者と協議するように聞こえたんですけど。

川崎経済部次長兼農林水産課長 このフローは間違いのないようにということで、誤解のないようにということで、示しておるんですが、それがちょっと見にくいのかも分かりません。先ほど申しました法律で言う六つの共通ルールっていうのがございます。その六つの共通ルールというのは、中央卸売市場でも地方卸売市場でもここはうたってくださいという内容のものでございます。その六つの基本的な取引のルールについて示すことになるんですが、それ以外の七つ目以降のルールについて、もし定めるのであれば、皆さんに案の段階で示しなさいということがございます。六つのルールだけを定めるのか、七つ目以降のルールを定めるかによって、皆様方に案の段階で意見を聞くかどうかっていうのが変わってきますことから、六つのルールだけを定めるんならということから、このフロー案を消して業務規程を周知ということでお示しをしております。七つ目以降のルールがあれば、この前段で案を皆様方に示して意見を聞くという作業が出てきます。

高松秀樹委員 問題はそこですよ。七つ目以降について案の段階で示しなさいと。示すことはできますよね。関係者がそんなんじゃできんやろって話になったときはどうなるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは全員から了解をもらいなさいというものでもないようでございます。これは県に確認したんですが、その内容によってどこまで県が指導するのかっていうのは、具体的な業務規程の

内容と皆様方の意見がどうなるのかによっても違うようでございます。

高松秀樹委員 だから取引関係者については周知なんですよ。今の話は最後は県マターで終わるということでいいんですよ。

川崎経済部次長兼農林水産課長 六つの基本的ルールだけを定めるか、七つ目以降を定めるかによって変わります。そこで案をお示しして、意見を求める作業が出てくるのか、六つだけのルールであれば、そのまま案を示さずに周知ということになりますので。それはどのような業務規程ができるかによって違ってきますし、その示し方、意見の聴取についても県の指導を仰ぎながらやっていくことになりますので、私どものほうから、こんなふうにしますよっていうことはちょっと申し上げられない内容でございます。

高松秀樹委員 知りたいのは、七つ目以降がある場合に意見を求めるっていう話でしょ。その意見に拘束されるんですか、されないんですか。されないんじゃないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 絶対に皆さんの賛同を得なければならないということではないんで、それからすると拘束されないということになります。

高松秀樹委員 ただし七つ目以降については県の認定に関わってくるということでもいいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

高松秀樹委員 そこで今のフローチャートの上に開設者、運営者、これは市が承認するっていう意味ですよ。方針決定、これは11月中旬って書いていますけど、これはもうされたんですか。それともいつされるんです

か。

川崎経済部次長兼農林水産課長 具体的に書面で示したものはございませんで、今どこまでやっているかっていうと、一応、市場運営協議会までを開催いたしましたので、一応、意思決定として開設予定者を先ほどのイメージ図のように決めたところでございます。これについては、市長まで報告をいたしました。それで、県にも今からYフーズが認定の申請をしていきますということで口頭で申し上げております。それで実際にこの認定書について、いつ必要になってくるかっていうと一番必要になるのが、県の認定申請を受けるときに、市がこの方をこの市場で開設者として承認しましたよという何らかのものがいるということなんで、Yフーズが今度認定申請をされるとき、承認が必要なときというふうになります。

高松秀樹委員 市の自立的な判断を聞いているんです。つまり開設者、候補者を市は既に承認をしたんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 書面は出していませんが、承認をしております。

高松秀樹委員 その次の下の矢印、開設予定者と関係者、業務規程周知とかありましたね。認定手続開始、これがいつ頃になって、その右の県の認定がいつ頃の予定なのかっていうのが分かれば教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 一般的に県の認定申請をして、認定を受けるまでが、1か月半から2か月と聞いております。今回は、継続したものでなく新規のもの、つまり民間事業者の開設ということで、期間が県においては例がなく、どのぐらい掛かるかっていうのは分かりませんが、一般的には一月半から二月というふうに聞いております。いつから県の認定の申請協議をされるかっていうのは、もう既にこの手を挙げられるときに、認定というものはどんなものかっていうことを、それぞれ二つ

の業者が県には確認をしておられます。続きとして、承認をいたしましたので、本格的に今後は開設予定者が県と協議を進めていくということで聞いております。

高松秀樹委員 もう少し具体的スケジュールを知りたいんですけど、業務規程周知ってありますよね。既にあるのかどうか分かりませんが、周知していくんでしょうね。これを大体いつ頃の予定で今運んでらっしゃるのかとか、それによって、県の認定を少なくとも2月には出さないといけないということなんで、その辺ってまだ全然はっきりしてないんですか。今からなんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今からでございます。

宮本政志委員 この認定申請するときにはもうこの業務規程を作っておかないと駄目ってことですよ。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

宮本政志委員 この規定を作りましたと。この内容によっては認定が下りない場合もあるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 一般的には県の指導を受けながら作成をしていくということにもなりますので、認定が受けられないということはないでしょうけども、最初作られたものを提示したときに、もしかすると県から指導がある内容のものが出てくるかも分かりません。

宮本政志委員 ということは、認定申請する側が100%自分の意向でぱっと勝手に出しても、ある程度こういうところはちょっと変えてくださいというふうに県の指導が入るっていう解釈でいいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　どこまでのものっていう内容はお示しできませんが、その内容については県が審査して認定するようになりますので、当然その内容に不備があったり、内容が違うようであれば、認定ができないということにはなりません。

宮本政志委員　県がそこまで絡むなら、例えば開設者が規程を作って、それが他社に対して不利益を被らすってことは、今回もそれからほかの事例を見てもないって思っているんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　開設者の裁量が結構反映されるものになります、今回の法の改正についてもですが、第三者販売を緩くするとか、いろいろなところの中で市場の取引がかなり緩くなって、現実的なものとして開設者が、今までの旧法律に基づく市の今の条例に基づく取引ではなく、割と緩く規程を作成することができるかと思えますので、その辺については全く今までどおりのものがそのまんま縛りを掛けるというものかどうかっていうのは分かりません。

宮本政志委員　緩くとかもっと厳しくとか今までどおりとかっていう内容じゃなくて、要はその新しく作ったもので、ほかの方が不利益を被ることはないんですかってことを聞いています。

川崎経済部次長兼農林水産課長　不利益を被らすっていうことはないと理解をしておりますが、取引関係者の皆さんがどこまでを求めておられるかっていうところがあるかと思えますので、そこが食い違えば、やりたかったことができないとか、ここまでやらせてくれとか、そういうことはあるかと思えます。考え方がっていうか取引の内容が違うことはあるかも分かりませんが、事業計画を出してもらった内容、これは細かいところまではありませんが、その辺の内容を拝見する中では、あまり取引の内容として、皆様方が今までの取引の関係者の方が不利益を被るようなことはないのかなとは思っておりますし、話の中でYフーズさんが、私

も開設者と卸売業者を一緒にやるんだから、当然皆さんの負担、不安はありますよね、その辺も私も十分感じておりますというような発言はございました。

宮本政志委員 さっき業務規程を作るのに市は絡まないと言われましたよね。市が絡んでないところでできました。それでもし、いろんな御意見を聞いたりして、その不利益を被りそうじゃないかっていうようなことに関しては、市はもう一切絡まないということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

森山喜久委員 市場運営協議会、説明会と市場運営協議会が行われて、業者間協議の結果報告されたとあるんですけど、以前であれば、市場運営協議会を終えた後、方針案を決定して、再度3回目の市場運営協議会を開催して、方針決定、開設者の承認とスケジュールをとられていたんですね。このたびは、方針案の決定と市場運営協議会第3回の開催という部分が省略されているんですけど、それはもう問題はないということでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、先ほど申しました市が開設予定者の会社概要であるとか、ビジョンを説明する場を設定しますっていうことでお話をしております。それと開設者を承認することについては、特に支障がないというふうに考えておりますので、今回、第3回目を開催せずに開設者の承認をしております。

中村博行委員長 要はもう全て意見要望というのは大体出尽くしたというふうな考え方ですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それもあります。申し忘れておりますが、市場運営協議会をもうしないっていうんじゃなくて、今後市場運営協議会

をどういうふうに生かしていくかっていう具体的なことが決まりましたら、その辺も含めて、それから会社概要とかその辺も説明会をいたしますので、その辺も含めて市場運営協議会については開催させてもらうということになります。

高松秀樹委員 この市場運営協議会って、新たな民間市場活動が開始された後はどうなるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今は市の条例の中で市場運営協議会というものがあ、こういう内容でやります、こういう目的でやりますということをやっています。それが今度市の条例がなくなりますので、先ほど申しました業務規程の中でどううたわれるかということになります。例えば、市場運営協議会をするということがそこに入ればそうですし、例えば、取引調整会議をするということがあれば、それを開催するようになりますので、あくまでも業務規程の中でどうなるかっていうことになります。

高松秀樹委員 宮本委員の質問に対する回答で不利益になるようなことはない。この不利益って一体何なのかなあっていう気がしてですね。恐らく取引上の話なんでしょうけど、商売する上では誰かが利益が出れば不利益の人も出たりするんで、そこを何か短い言葉で説明できるようなのがありますか。できなかつたら帰って研究しますでいいんですけど。

川崎経済部次長兼農林水産課長 具体的にお話ができないんですが、イメージの中で捉えておまして、不利益っていうのが今までの取引の内容をそのまま引き継げるかどうかとか新しい市場でできるのかどうかっていうところかなとは思っています。先ほど六つの基本的なルールっていう中で差別的な取扱いをしないっていうところで、その辺も県の認定を受けることによって担保されるのかなと思っておりますので、不利益とすれば今までの内容が引き継がれるかどうかと思います。先ほど市は全然タッチ

しませんよというか関わりませんよということでお話をさせていただきましたが、当然先ほど市場運営協議会それから説明会は開設予定者御本人がおられました、市場運営協議会の内容についても、開設予定者の方にお伝えをしたりということがありますので、市としては、それを拘束するものではないですが、意見としては開設予定者の方にお伝えをするという役目はあろうかなと思っております。

高松秀樹委員 帰って研究しますけど、今の川崎次長の話で今までの内容が引き継がれるうんぬんって話があったんですが、結局中央青果の運営が一方に大きな不利益をもたらしたというのがあって、そこまで混乱をしたと思うんですよね。こういう商取引の中では、いろんな現象が生じてくると思うんですけど、それを全部まとめて不利益はないみたいな言い方をすると、後でいろいろ困った状況になりかねないような気も僕はしています。もちろん公平にやるのは当たり前なんですよね。商売をやる上では利益が出る人もいれば、不利益じゃないかという人もいる。そういうのが何か今後また継続していくんかなっていう気もしないことはなかったんですけど、でも市の関わりはなくなりますよね。意見です。回答は要りません。

宮本政志委員 今、高松委員が言われたことはすごい重要で、さっき僕もそこを言いたかったんです。あくまで民間同士でスタートというか、民間同士で進んでいるものに関してちょっと行政がこうっていうのはこれはまずいと思うんで、先ほどおっしゃった内容でいいと思うんですよ。しかし始まるに当たっては、やっぱりそういったことで口が挟めるまでは、ある程度そういったところっていうのは、市で今までやってきたわけですから。それをそういうスタンスをお持ちかってことでさっき聞いたんですよ。だから先ほどの答弁からいくと、全くじゃなくて、やはり最初のスタートの時点で大事なところは、ちゃんと市としても開設者に対して意見要望は言いますよと、なるべく聞いてもらえるようなそういうスタンスってことでいいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

藤岡修美委員 業務規程、基本的な六つの共通ルールについて、あとプラスアルファは、これは県と協議で決まるってということだと思っんですけども、その時点で結構県とシビアに、この開設予定者が詰められると思うんですけど、実際にそれが県に認定されて、開設者と取引関係者の間で何らかのトラブル等々が生じた場合、認定機関の県の立場というか、指導する立場ってのはどのように反映されるんですか。

河口経済部長 何か起こったときに、じゃあどこに話をしたらいいのかと。基本的な指導する立場である県だと思いますけど、内容によって想像だけでは多分受けてくれないと思いますし、何かが起これば、何か業務規程に違反しているものとか、そういうことが起これば、そういう指導というのは当然あるのかなと思いますけど、ものが起こらないとそこで県に聞いても、根拠はありませんよねとかいう話になると、なかなか難しいところかなと思っております。ちょっと答えにならないんですけども、相談するにしたら県と思っておりますが、ただそれが取り上げられてどうのこうのとなるかどうかというのはちょっと内容次第かなと思いますので、回答になっていませんけど、そういうふうな形、市が介入できないということになります。

恒松恵子委員 まず、先日8月に頂いた使用料の減免は、当時は案でしたけど、そのまま生かされたと解釈してよろしいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 8月の第2回の説明会のときに行政財産として使用料が条例にあります、使用料を基にお示しをしております。先ほど申しましたこの貸し方について使用してもらう手法を今ちょっと研究中でございまして、これがどういうふうに使料が確定するかっていうのは、これから市の内部でも協議しながら、その辺を開設予定者の方ともすり合わせしながら進めていきたいと思っております。

中村博行委員長　そしたらその市場条例の廃止と管理条例の制定を同時期というのは難しいかなというような気がしますけども、今の予定では廃止、管理条例の制定、この辺はスケジュールのどの辺りで見込んでおられますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　年度内に上程して承認を頂きたいと思っております。今言えるのは、今あります条例の廃止、これはもう上程をする予定でございますが、先ほど申しました市場の貸し方と申しますか、利用してもらった内容について手法を検討しておりますので、条例の制定をするのか、もしくは契約によって使用してもらったか、その辺について今ちょっと検討しておるところでございます。

宮本政志委員　条例を廃止して、新しい管理条例ができるまでの間に全く何にもない期間があるってことですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　条例については、3月31日をもって廃止になりますから、今の条例でずっといきます。新しい条例については、制定をするかどうかを含めて今検討しておるところです。それは何かって言うと、この市場を民間主体で活動するような仕様書になりますから、行政財産か普通財産かというお話になりまして、行政財産であれば条例の制定をして使用許可をするということになります。もしそれを普通財産としてお貸しすることになれば、賃貸借契約ということになりますので、そういうことを今どういうふうになっていくかっていうのを今検討しておるところでございます。条例となると、行政財産を使っていたかということになれば、今一つとしては、指定管理者制度がありますが、こういう指定管理者制度なんかってというのは、市がルールを作って使っていただくようにもなります。確かに指定管理者の裁量も出てきますが、今のこの市場で今からやろうとしておる民間活動についてはちょっとなじまないというふうにも思っておりますので、今からやってもらう市場の活動についての使用許可、若しくは賃貸借等について検討して

おるところでございます。

宮本政志委員 僕が言ったのは、市場に関する条例が3月末をもってなくなりますと、今おっしゃった新しいルールができるまでの間の期間が、もしスパンが、例えば何日間とか何週間とかって仮に開いたときに、その空白のときってというのは一切の何の根拠も全くない状態ができるわけだから、そういうのに関しては、問題は起きないんですかってお聞きしているんですよ。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今空白は起きない予定で進んでおります。

高松秀樹委員 今後の我々の関わりについてですけど、恐らくイメージ図のとおり、市場活動については、これはもう完全民間でやりますと。この資料で山陽小野田市が緑色の上を書いてあるんで、山陽小野田市及び議会については、施設の使用の問題又は管理業務のみ、議会側も関知できるということになるんでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりです。

岡山明委員 今回の市町関係者の説明会に二十何名いらっしゃった中で、取引関係者の心情的な部分が出た状況があると。どうも聞いている限り、関係者の間に確執が見受けられたような形があるんですけど、開設者がどういう業務内容とか営業内容で、ある程度開設者の営業方向もしっかりと皆さんに説明して、確執をなくすために計画を関係各者に見せていくことが信頼関係には必要不可欠でなかったかと思っているんですけど、今回の説明会ではそれがなかったと。そういった計画書みたいなものを今回の説明会で出してほしかったんですが、どう思われますか。

河口経済部長 今回の説明会の中で、御質疑の中で、いろんなことを聞いていただければと思っておったところでございますが、その中で、開設者が

どんな会社か分からないとか、どういうふうな方向性を持ってやりたいのかということも知りたいということが明らかになりました。これは運営協議会でも同じことなんですけども、先ほども言いましたように、開設者が関係者に対して、会社の概要なり今後の運営の方針なりということも含めて、業務規程がある程度、間違っただけとは言わないというような形になった段階に近づいたときに市が一応音頭を取って説明会を開催していきたいと思っておりますので、そのときに、いろんなその後のお話を聞いていただければと思っております。

宮本政志委員 市場運営イメージ図で一番下に2行ありますよね。「開設者から営業許可を受けた者に対し」とありますよね。これを読むと市場管理条例が制定されて、それから今度は開設者から営業許可が下りました。その業者に対して市場施設の使用を市が許可しますと、こういう順番の解釈でいいんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

宮本政志委員 そうすると、この市場管理条例の内容そのもので、例えば許可が出しにくくなったり、あるいは許可が受けにくくなったりっていう、そういうことはないような市場管理条例の内容をきちんと盛り込んで制定に向かうという解釈でいいんですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように市場管理条例を制定する場合には、そこを十分考えて制定します。この市場がこういう形になっているのはなぜかという、又貸しができないからです。管理者が許可をしたところで、管理者が指定した場所を使用される方と直接市がやり取り、申請許可をするということになりますので、全部をこの市場管理条例を制定した場合には、開設者に全部貸してしまうと又貸しになるというようなこともあります。

森山喜久委員 3ページのイメージ図のところで一応確認なんですけど、附属営業人で借りてらっしゃる方とか、売買参加者で冷蔵庫とか借りていらっしゃる方がいると思うんですけど、その方々は新体制の4月以降になっても、附属営業店舗にしてもそういった冷蔵庫の使用についても、それは継続されて営業活動をきちんとできるということによろしいでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 附属店舗なんかは今使っておられたら、引き続きそのまま使えると理解しております。これは市が勝手な想像で言うんですけど、今までのYフーズとのやり取りの中では、取引関係者については引き続きという理解でおります。冷蔵庫については売場にありません。冷蔵庫は小野田中央青果のものになりますので、そこについては破産管財人と、あそこをどうしますか、冷蔵庫をどうしますかということでの話を進めさせていただいております。だからそれによってどうなるかっていうのは分からないところです。

森山喜久委員 例えば附属営業人であれば、やはり自分達がそのまま使えるかどうか、そういったところも確実な担保が欲しいというのは思われていると思うので、その辺を市としても、しっかり開設者の方と話をしてもraitたいと思います。冷蔵庫と言ったのは外の冷蔵庫のことで給食を納品される方とか外の冷蔵庫を使っていると思うんですよ。

多田農林水産課参与 直接お答えする前にそもそも民間事業者による運営というのを考えたときの市の基本的な考え方がどうであったかということで、そこにまず一つの御回答があろうかと思えます。それは何かと言いますと、中央青果がこういう状況になったわけですが、その段階で、あそこで市場活動されておる方々は、そのまま、業務、市場活動ができる状況を維持していただきたいと。これが基本的な考え方でございました。ただ、関わり方が中央青果と同じ形で行ったときにいろいろ不平不満等々も私どもの耳にも入っております。そのことについての注意点等々につ

いては開設予定者に対して、こういうことがありましたよね、どう考えますかという詳細の協議も重ねて、この間、第1回をやりましたけども、今後も詰めていくようになろうかと思えますんで、先ほどの外の冷蔵庫等々については、市の持ち物ですので、どういう使い方をするのも含めて、詰めていかなければならないと思えますし、それが開設者、ないしは卸が占有するとしたときに、皆さん御存じのように市場というのは卸売業者を通った荷については優先的に保管、管理、というものが付いてまいりますので、外の市の冷蔵庫につきましては、そういう形態で利用がされていくと考えております。中にあります冷蔵庫については先ほど次長が言いましたように、中央青果の財産、台帳等々にある点から冷蔵庫だけではなくて、中央青果のいろいろな雑品、物品がまだ残っております。先週ですか、深井代取に写真類を全部撮っていただいて、破産管財人にそういったものの処分についても、明確にしてほしいとお願いしています。今度は市場施設を持っておる家主として不要のものについては撤去をお願いしたいという姿勢をもって、撤去なのか再利用についてどういう具体的な考えをお持ちなのかを破産管財人さんに意見をまとめていただいております。これで御回答ということでしょうか。

森山喜久委員 市場活動の継続、維持がベースなので、そういう回答なのかなと思っています。ちなみに今言われたように、中央青果の残っている財産処分はいつぐらいを目安に撤去、再利用するかっていうのを依頼しているかどうか、日付等が決まっておればちょっと教えてもらえますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 日付についてはまだ決まっておりません。今、破産管財人と市で協議中でございます。

高松秀樹委員 森山委員が附属営業人とかの質問をしたんですけど、答弁は継続をするということの答弁ですけど、それって、希望的観測なんじゃないかなあと思ったんですよ。なぜかっていうと開設者が営業許可って書

いてあって、仲卸業者にも附属営業人にも営業許可で売買参加者は承認であるということは、開設者がある程度相当な権限を持って、市場運営に携わるということであれば、このまま附属営業人も引き続きやるのは、恐らく常識で行われると思うんですけど、そうじゃない場合がもしかしたら考えられるのかなあと思うんで、そこはどうですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど言いましたように、民間事業主体で市場活動を継続するときの基本的な市の考え方ということをお示した中で、主体的に市場を運営していくということで手上げされた2社がおられるわけです。その提案書の中には明記されておりましたので、これは市の意向を酌んだ形で運営していただける、そういう判断の下に、両者の協議に入っていたという最前提があると私どもは認識しておりますので、確かに権限はものすごい強いです。何を意味するかというと、市が開設者であったときに、同じように、許可、承認を得た人以外はそこで市場活動ができないという基本的ルールにも基づいておりましたので、そのことをベースにして、手を挙げられた方の提案書の中にその文言等々がありましたことをもって担保されると理解しております。

高松秀樹委員 仮に将来、附属営業人の営業許可が、^{かし}瑕疵がなく開設者から取り消されたという場合、対抗措置はあるんですか。異議申立てというかな。

多田農林水産課参与 基本的に業務規程の中に現条例に近い形での各卸売業者、仲卸業者、売買参加者、附属営業人に対しての失格規程で現条例にもありますけども、そういったことがうたわれるはずですので、それに抵触せずに不当にということになれば、業務規程を遵守していないことから、県からの指導があらうかと思います。

岡山明委員 もう一度確認の意味で。開設者の営業許可は市の担保で与えられているという状況でいいですか。資料を見ると市がある程度、営業許可

の担保じゃないけれど、そういう開設者が県に認可を得る場合に市として卸、附属営業人、売買参加者とそういう方々に対して市が担保を与えているという解釈でいいということですよ。これで認可を得られるという状況で。

多田農林水産課参与 市が担保できるものではありません。したがって、手を挙げていただいたお2人の提案書の中に、それは十分守りますという提案書がありましたので、どちらであったとしてもそのこと自体については実施されると確信しておりますし、業務規程の中でのうたいの中には現条例と似た形の表記がされると理解しております。

岡山明委員 そういうことで、業務規程の中に明記されるという形で、今のいろいろな関係者に関しては担保されるという状況ですか。

多田農林水産課参与 業務規程の中で明記されるのは、市が許可承認した者たちについては優先的にとかそういったことが書かれるわけではなくて、各業態に対して、どういうことをもって許可しますよ、どういったことをもって承認しますよ、またどういったことをもって取り消しますよという項目が書かれるはず。その中で認定を取りに行きますよ、そのときに、こういった形のことは履行しますよという提案書をもって、その時点で、両者は現状の取引相手については担保しますよという約束をしているというところですので、そのこと自体は実施されると考えます。

高松秀樹委員 その提案書を資料として配布できますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 資料として提供できます。

中村博行委員長 それではそのようにお願いします。

森山喜久委員 加えて先ほど当初の説明で、市場活動の方針、市が書面で出し

たというふうに言われていたと思うんですが、それも併せて資料提供をお願いしたいんですが、いいでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　それもお出しします。

中村博行委員長　先ほど岡山委員から、この前の市場関係者の説明の中で何か確執といいますか、不信感みたいになってということが感じられたということでしたが、私もおってやっぱそういったこともあったし、後にそういったお話も聞きましたので、ちょっとここで確認をしたいと思うんですが、開設者と卸が同一であるということが非常に不安であるということ、これに対してこれに類似した市場があればお示しをしていただきたいと思うんですが。

川崎経済部次長兼農林水産課長　民間事業者によるもので開設者と卸売業者が同一の市場についてでございますが、青果市場の中の一覧がありまして、青果市場から300ぐらいリストがあったんですけども、その300ちよつとのリストから拾ったときに、開設者と卸業者がイコールというのがかなり多いと見ております。例えば山口県で言うとJAがやっているところでイコールっていうのもあるんですけども、山口青果地方卸売市場というのがあります。ここは、それぞれ株式会社山口青果卸売市場が開設者と卸売業者をやっているという県内の事例で。開設者と卸売業者が違うというほうが少ないのかなと思いますし、複数の卸売業者があるときはどこかが開設者になられたり、共同で何か会社を作られたりというような形態もございます。あとは魚と青果っていうのがあってどちらか開設者をやられたりとかいうようなこともありますので、卸売業者が複数の場合等については開設者とイコールになってないことがございますが、一覧を見ると、ほぼ卸売業者と開設者がイコールというところが多いように感じます。

高松秀樹委員　今から民間がやりますよね。今の名称っていうのはどうなるん

ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 認定を取ることによって、地方卸売市場という地方を名乗ることができるんですが、その頭の部分ですよね。頭の部分については先ほど多田参与が申し上げたようにいろいろ聞き取りながらやっておるんですけども、その中で名称については山陽小野田市地方卸売市場で継続していこうというようなお話を聞いております。

中村博行委員長 気になっている部分ですけども、先ほど部長が言われたんですけど、公開質問状の1番、2番、これについては開設予定者が答弁されたことで間違いのないと思ってもよろしいですかね。

河口経済部長 事実を言われてらっしゃると私どもは判断をしております。

中村博行委員長 後は冷蔵庫の問題。無許可で冷蔵庫を設置したという件と無許可で2階の事務所を使ったという件です。そのときの答弁は、結局前社長と話し合いをしてそれで了解をもらってやったんだと、電気代等も全部自分が払ったということで自分に非があるとは思わないということをおっしゃられたと思っています。

河口経済部長 委員長が今言っていたのが、御質問等の答えになります。基本的に御本人は無許可というのが、どういうふうな意味合いになるかというところだというふうに思います。一応、御本人は、中央青果の了解を得た中で冷蔵庫の設置をした。それから、会議室のほうもそういう形で行っていたという事実は間違いのないということで御回答がございましたので、市に対して、その冷蔵庫の設置については中央青果が申請を出してやったというような、事実はそれが残っておりますので、それも事実だと思います。ですから先ほど言いました冷蔵庫の設置というのは所有が中央青果であると思っております。あと電気代については間違っていることが分かりましたので、ちゃんと中央青果に請求しておるとい

のが現状だと判断しております。

中村博行委員長 それとそういったものが十分でなかった点については平成30年4月から場長を配置したと。それ以降については全ての面で是正をされたという認識でいいですか。

河口経済部長 平成30年4月から場長を配置しまして、中身にも関わってもらいながら進めておりましたが、基本的にはそれ以降はそのような例はないと思っております。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは開設予定者から新たなビジョン等が示されて皆さんの了解を得られると思うんですけども、そういったものも含めて、また報告すべきことがあったら委員会で、是非報告をしてください。それと先ほどの二つの資料をよろしく申し上げます。それでは、以上で産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時20分 散会

令和2年11月17日

産業建設常任委員長 中村博行